

福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金交付要綱（一部抜粋）

助成金の交付対象となる経費：事業への参加にかかる費用のうち、交通費及び宿泊費

1 交通費助成額（一人当たりの助成額）

交付対象者の住所のある都道府県	求職者	世帯員
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	12,000円	6,000円
埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県	11,000円	5,000円
島根県及び香川県	10,000円	
群馬県、岡山県及び徳島県	9,000円	4,000円
静岡県及び和歌山県	8,000円	
山梨県及び鳥取県	7,000円	3,000円
長野県、大阪府及び兵庫県	6,000円	
三重県及び奈良県	5,000円	2,000円
富山県、愛知県、滋賀県及び京都府	4,000円	
岐阜県	3,000円	1,000円
石川県	2,000円	

2 宿泊料助成額（一人当たりの助成額）

宿泊料	求職者	世帯員
福井市内の宿泊施設での宿泊料	3,000円	1,000円

事業に1泊2日（金曜日及び翌土曜日）の日程で参加し、宿泊施設を利用する場合に限る。

1及び2の交付限度額

	求職者	世帯員	備考
一人当たりの限度額	12,000円	6,000円	求職者数×12,000円 と世帯員数×6,000円 の合計額が30,000円 を超える場合は、 30,000円。
1世帯当たりの限度額	30,000円		

一人当たりの限度額は、交通費及び宿泊料の合計